

## 学校法人東京医科大学ガバナンス・コードの適合状況について

学校法人東京医科大学

「学校法人東京医科大学ガバナンス・コード」は、日本私立大学協会が制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、本学における適切なガバナンスを確保するため、公共性と自主性を基本とし、また、実情に応じた自律的な取り組みとして、令和3年10月26日に制定したものです。

本学では毎年度終了後に、ガバナンス・コードの各項目における適合状況の点検を行い、今後のガバナンス向上に努めます。

また、適合状況を本学ホームページにおいて公表することにより、社会への説明責任を果たします。

### <点検方法>

本ガバナンス・コードの適合状況については、PDCAの観点から各項目の内容を担当する部署が実施状況の調査を行い、その適合状況について、理事会に報告する方法で点検を行った。

### <適合状況>

【点検基準日：令和6年5月1日】 (○：適合、△：一部適合、×：不適合)

### 第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

1-1 建学の精神	適合状況
(1)建学の精神・理念・ミッション	○
(2)建学の精神・理念・ミッションに基づく人材像	○
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	適合状況
(1)建学の精神・理念に基づく教育目的等	○
(2)中期的（5年以上10年以内）な計画の策定と現実に必要な取組について	○
(3)私立大学の社会的責任等	○

#### 適合状況について

- ・建学の精神、理念（校是）、ミッションについて、引き続き、ホームページ、大学案内、要覧などを通じて教職員または外部へ広く開示し、明確なメッセージとして共有している。教職員については、自校教育をオリエンテーションや研修時に実施して理解をより深めた。
- ・令和4年度に、ミッションの表現を具体化し人材像をより明確にした。
- ・建学の精神、理念（校是）に基づく教育目的及び研究目的を定め、これらを実現するため、自ら点検・評価し、その結果を検証し改善することにより、教育研究水準の向上に努めている。

- ・中長期計画を策定し、中長期計画推進委員会（外部有識者を含む）を中心としたPDCAサイクルを稼働させている。また、内部質保証との連関性を持った運用に着手した。
- ・運営基盤の強化のためガバナンス・入試改革を断行し、監督官庁にも必要な報告等を行い一定の評価を得ている。
- ・ダイバーシティ推進センターを設置し、組織的にダイバーシティの実現に取り組んでおり、「キャリア形成・育児サポート部門」、「教育・研究サポート部門」の職種横断的な2部門体制による活動を行っている。

## 第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

<b>2-1 理事会</b>	適合状況
(1)理事会の役割	○
<b>2-2 理事</b>	適合状況
(1)理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	○
(2)学内理事の役割	○
(3)外部理事の役割	○
(4)理事への研修機会の提供と充実	○
<b>2-3 監事</b>	適合状況
(1)監事の責務（役割・職務範囲）について	○
(2)監事の選任	○
(3)監事監査基準	○
(4)監事業務を支援するための体制整備	○
(5)常勤監事の設置	○
<b>2-4 評議員会</b>	適合状況
(1)諮問機関としての役割	○
(2)評議員から意見を引き出す議事運営方法に努めます。	○
(3)評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○
(4)評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○
<b>2-5 評議員</b>	適合状況
(1)評議員の選任	○
(2)評議員への研修機会の提供と充実	○
適合状況について	
・理事会、評議員会は寄附行為及び諸規程に基づき、適切な運用がなされている。また、監事は寄附行為及び監事監査規程に定められている職務を適切に実施しており、会計監査人や内部監査室と適切に連携している。	

- 理事会では活発な議論が行われることにより、実効性の高い監督及び適切な業務評価がなされ、業務改善に努めている。なお、これらの監督及び評価は、内部統制及びリスク管理体制の整備に反映されている。
- 理事長は理事会承認のもと、「教育・研究」担当の理事として学長を指名し、教学における最高責任者としての権限を委任している。
- 理事、監事及び評議員の選任にあたっては、寄附行為及び諸規程に基づき、適切な選出がなされている。
- ガバナンス・コードに掲げられている多くの項目は、本学における不適切事象の再発防止（ガバナンス強化）として、確実に履行している。その結果、2年度にわたる全額不交付、その後一部不交付となっていた私立大学等経常費補助金については、段階的な回復を重ね、令和5年度は全額交付を受けるに至った。また、その他として、大学機関別認証、医学教育分野別評価及び看護学教育評価基準に適合していると認定されている。
- ガバナンス・コードを理解し、法人運営の改善に取組んでいる。また、私立学校法の改正に伴い、更なるガバナンス強化に向けた、寄附行為及び関連規程の改正に着手している。来年4月の施行に向け、理事会、評議員会における検討・審議を進める。
- 役員・評議員に対して、法人経営に必要とされる情報・知識を提供するため、役員研修計画を策定し実施している。

### 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

3-1 学長	適合状況
(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	○
(2) 学長補佐体制（副学長の役割）	○
3-2 教授会・教授会代表者会議	適合状況
(1) 教授会及び教授会代表者会議の役割（学長と教授会等の関係）	○

#### 適合状況について

- 学長の責務、学長の補佐体制、教授会・教授会代表者会議については、諸規程によりその役割、職務範囲、学長と教授会等との関係が明記され適切に機能している。
- 学長のリーダーシップの下、内部質保証制度が確立し、PDCAサイクルが適切に機能している。また、令和6年度は大学基準協会による機関別認証評価の実地調査が予定されている。
- 学長の事業方針等は、毎年度事業計画書として広く情報公開し、大学報等でも周知することにより役員・教職員の理解向上に努めている。

### 第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

4-1 学生に対して	適合状況
(1) 学生の学びの基礎単位である学科等においても、4つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	○

<b>4-2 教職員等に対して</b>	適合状況
(1)教職協働	○
(2)ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	○
<b>4-3 社会に対して</b>	適合状況
(1)認証評価及び自己点検・評価	○
(2)社会貢献・地域連携	○
<b>4-4 危機管理及び法令遵守</b>	適合状況
(1)危機管理のための体制整備	○
(2)法令遵守のための体制整備	△
<b>適合状況について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4つの方針(ポリシー)は、ホームページ等にて社会に広く公表し、周知している。</li> <li>・実効性のある中長期計画、内部質保証制度が確立され、教職員が協働したPDCAサイクルが適切に機能している。</li> <li>・経営・人事企画室、医学教育推進センター等を中心としてUDを企画検討し実施している。</li> <li>・大学教職員としての必要な知識及び能力、資質向上を目的としたFD・SDを定期的に実施している。教員は教育能力の開発、充実を図るため、FD委員会により企画・立案されたFDを実施しており、職員については引き続き階層別研修、内定者研修、新人研修および2～3年目研修を行い、管理職研修を実施した。</li> <li>・分野別評価によるカリキュラムの改善、また、内部質保証外部評価委員会の意見を参考にアドミッションポリシーの具体化など、外部評価及び自己点検・評価に基づく改善に努めている。</li> <li>・中長期計画で計画した社会との協働・連携、知の還元や貢献活動を推進している。</li> <li>・上記計画に基づいた活動内容及び結果を社会連携・社会貢献活動に係る実態調査で把握し、次年度の計画に活用している。</li> <li>・ハラスメント、医療安全、又は情報セキュリティなど、危機管理は管轄する各委員会により検討がなされ、各危機管理マニュアル等を作成し、体制を整備すると共に、適宜確認・見直しを実施している。なお、情報セキュリティに関して、昨年大学病院における外部からの不正アクセス発生時に、その実効性が評価され、より強固なシステム構築に向けた取り組みへの足掛かりとした。</li> <li>・法令遵守については、コンプライアンス講演会等を開催し、周知・注意喚起等が図られている。また、通報・相談窓口については、公益通報者保護法改正に則った規程の整備がなされている。なお、昨年臨床系教室(分野)において、取引業者との不正取引が内部通報により発覚した。直ちに物品購入における再発防止策を講ずると共に、理事会に報告、また、教授会にて注意喚起を行った。引き続き法令遵守のための体制整備に努めていく。</li> </ul>

## 第5章 透明性の確保（情報公開）

5-1 情報公開の充実	適合状況
(1) 法令上の情報公表	○
(2) 自主的な情報公開	○
(3) 情報公開の工夫等	○

**適合状況について**

- ・学校教育法等の法令に基づき、教育研究活動の情報をホームページ等で公表している。
- ・ホームページを中心に自主的に公表できる情報を発信し、常にステークホルダーが必要とする情報のリサーチを行い、見やすく分かりやすいページ構成を念頭におき、最新情報を見やすくして発信している。
- ・上記のホームページのほか、大学案内や大学要覧、ポスター、チラシなどの紙媒体も継続的に展開し、社会の要請に応えている。

以上